

改正大気汚染防止法説明会を開催します

平成 25 年 6 月に大気汚染防止法が改正され、建築物解体時におけるアスベストの飛散防止の取組みを一層推進するため、アスベスト使用状況の事前調査を解体工事の受注者に義務づける等の規制強化がされました。

また、この改正大気汚染防止法の施行とともに、大気汚染防止法施行規則や石綿障害予防規則も改正され、アスベスト除去作業にあたって粉じんの簡易測定を行うこと等が工事施工者に義務づけられることになりました。

これら改正法令の円滑な施行に努めることを目的に、改正内容や関連事項について説明をいたします。

関係事業者の皆さまを始め、ご関心をお持ちの皆さまのお越しをお待ちしております。

■ 日 時

開催場所	開催日時	会場
名古屋	平成 26 年 5 月 13 日 (火) 13:30 開演 (13:00 開場)	中区役所ホール (名古屋市中区栄 4-1-8 中区役所地下 2 階)
岡 崎	平成 26 年 5 月 16 日 (金) 13:30 開演 (13:00 開場)	愛知県西三河総合庁舎 10 階大会議室 (岡崎市明大寺本町 1-4)
豊 橋	平成 26 年 5 月 22 日 (木) 13:30 開演 (13:00 開場)	愛知県東三河総合庁舎 2 階大会議室 (豊橋市八町通 5-4)

■ プログラム (全会場共通)

I 法規の部

13:30~14:50

1. 「大気汚染防止法の改正について」

愛知県環境部大気環境課

2. 「石綿障害予防規則等の改正について」

愛知労働局労働基準部健康課

<休憩>

II 実務の部

15:00~16:00

3. 「解体作業時における石綿飛散対策について」

一般社団法人愛知県建設業協会 環境アドバイザー きとう まさかつ 鬼頭 正克 氏

■ お問い合わせ先

愛知県アスベスト対策協議会事務局

〒460-8501 (住所不要) 愛知県環境部 大気環境課規制グループ内

TEL: (052) 954-6215 (直通) FAX: (052) 953-5716

E-mail: taiki@pref.aichi.lg.jp



FAX応募申込用紙

FAXの場合、このままお使いください

所属 企業・団体名等 (個人でお申込の場合は記載不要)	希望会場 1. 名古屋 2. 岡崎 3. 豊橋 (いずれかに○を付けてください)
(ふりがな) 氏名 はじめ 名 (同一所属から複数名参加の場合)	電話番号
	FAX番号

参加申込方法
参加無料 / 先着順

FAX: 052-953-5716
E-mail: taiki@pref.aichi.lg.jp

【応募方法】

- 申込者の所属、氏名(ふりがな)、参加人数、希望会場、電話番号、FAX番号を記入の上ご応募ください。
- FAXまたは電子メールのいずれかでご応募ください。
(電子メールで応募の場合はタイトルを「改正大気汚染防止法説明会 参加希望」としてください。)
- FAX応募申込用紙又は電子メール応募の出力紙をもって参加証に替えさせていただきます。

【応募締切】

<名古屋会場>平成26年5月8日(木)、<岡崎会場>5月12日(月)、<豊橋会場>5月16日(金)
 ※定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。
 なお、定員を超えた後に申込みをされた方には、ご連絡いたします。

名古屋会場(中区役所ホール)

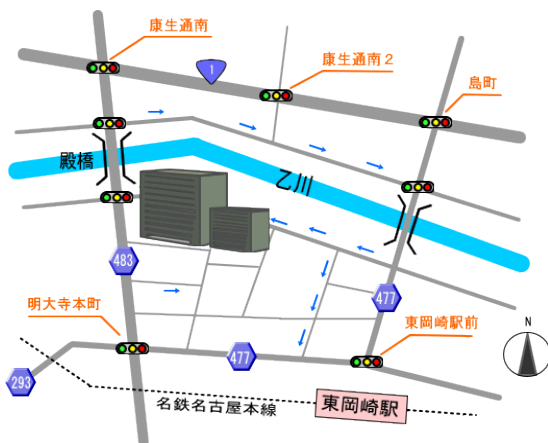
★地下鉄「栄」12番出口から東へ50m

※会場には公共交通機関で
ご来場ください。



岡崎会場(愛知県西三河総合庁舎)

★名鉄「東岡崎」北口から徒歩5分



豊橋会場(愛知県東三河総合庁舎)

★豊橋鉄道市内線「東八町」下車、徒歩約3分

